


送 付 書	
山口地方裁判所 御中 弁護士 田川 隆 先生 (093-372-7168)	
下記の事件につき、「送付書類」欄記載の書類を送付します。これを受領した代理人は、下段「受領書」部分に記名捺印のうえ、当職と裁判所にこの書面を送付してください。	
令和5年11月27日 被告訴訟代理人 弁護士 中 山 修 (TEL 083-923-5240、FAX 083-922-8768)	
	
事 件	令和5年(行ウ)第7号「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件 原告：小畑太作 外7名 被告：山口県知事村岡嗣政 次回期日 令和5年12月18日 午前11時00分
送 付 書 類	送付書を除く送付枚数 計 21 枚 <input type="checkbox"/> 被告第 準備書面 (令和 年 月 日付) 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 書証 (乙1～3号) 20枚 <input type="checkbox"/> 証拠申出書 (令和 年 月 日付) 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書1 (令和5年11月27日付) 1枚 <input type="checkbox"/>
受 領 書	
山口地方裁判所 御中 (083-932-4781) 弁護士 中 山 修 身 殿 (083-922-8768) 上記書類を受領しました。	
令和 年 月 日 受領者 印	

事件番号 令和5年(行ウ)第7号

「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書 1

令和5年11月27日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 野村 雅



代

同 弁護士 中山 修



同復代理人 弁護士 今崎 光智



同復代理人 弁護士 横澤 秀明



番号	標目 (原本写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	履歴事項全部証明書 原本	R5.10.12	山口地方法 務局登記官 小倉敏幸	山口県護国神社が、 「国家公共につくした 人」を対象としている こと	
乙2	履歴事項全部証明書 原本	R5.11.24	山口地方法 務局登記官 小倉敏幸	一般財団法人山口県遺 族連盟が、戦没者遺族 の処遇改善等を目的と する団体であること	
乙3	改訂補註・神道 の基礎知識と基 礎問題(抜粋) 写し	H28.7.5	小野祖教	神職以外の者が行う参 拝は、参拝を礼典化し たものに過ぎないこと	

公用

履歴事項全部証明書

第1号証

山口県山口市平野二丁目2番1号
山口県護国神社

会社法人等番号	2500-05-000350	
名称	山口県護国神社	
主たる事務所	山口市宮野下1932番地	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月 5日修正
	山口県山口市平野二丁目2番1号	平成24年 2月25日住居表示実施
		平成24年 3月29日登記
法人成立の年月日	昭和28年1月21日	
目的等	<p>目的（公益事業等の種類を含む） 国家公共につくした人の神霊を奉斎し、公衆礼拝の施設を備へ、神社神道に従つて、祭祀を行ひ、祭神の神徳をひろめ、本神社を崇敬する者及び神社神道を信する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行ふ。</p>	
役員に関する事項	山口市平野二丁目2番1号 代表役員 津田勉	平成27年 6月 5日就任
		平成27年 7月16日登記
公告の方法	神社の掲示場に10日間掲示して行ふ	
基本財産の総額	金991万5242円64銭	
包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	神社本庁 宗教法人	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	役員会の議決を経て役員が連署の上、神社本庁統理の承認を受ける	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 3月10日移記	

山口県山口市平野二丁目2番1号
山口県護国神社



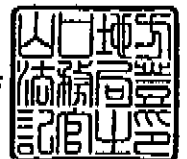
COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年11月24日

山口地方法務局
登記官

小 倉 敏 幸



公用

履歴事項全部証明書

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

乙第2号証

会社法人等番号	2500-05-000125		
名称	一般財団法人山口県遺族連盟		
主たる事務所	山口市旭通り一丁目11番6号		
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。		
法人成立の年月日	昭和23年10月8日		
目的等	<p>目的 本連盟は、戦没者の英霊顕彰、道義の高揚及び恒久平和並びに戦没者遺族及びその他の親族（以下「遺族」という。）の処遇改善を始めとする福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 英霊の顕彰及び慰霊に関する事業 (2) 遺族の処遇向上及び福利厚生に関する事業 (3) 遺族会の育成指導に関する事業 (4) 各種表彰等に関する事業 (5) 遺族の生活相談事業 (6) 遺児による戦跡地慰霊巡拝及び友好親善事業並びに遺骨帰還事業等の促進 (7) 遺族の靖国神社参拝事業 (8) 機関誌の発行 (9) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業</p>		
役員に関する事項	評議員	平岡邦夫	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	伊藤尚文	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
		伊藤尚文	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

	評議員	高井仁	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	吉岡征一	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	吉岡征一	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	村上義夫	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	岡野洋典	平成29年 6月16日重任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	岡野洋典	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	森重淑子	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	森重淑子	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	清木勝治	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	清木勝治	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

	評議員	<u>三輪善彦</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	<u>大川勝也</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	<u>大川勝也</u>	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	<u>佐古明美</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	<u>三好輝廣</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	<u>三好輝廣</u>	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	<u>亀野智</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	評議員	<u>亀野智</u>	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	評議員	<u>花岡久雄</u>	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
			令和 3年 6月11日退任
			令和 3年 7月15日登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

評議員	<u>二 武 功</u>	平成29年 6月16日就任
		平成29年 8月17日登記
評議員	<u>二 武 功</u>	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	<u>岡 村 裕 之</u>	平成29年 6月16日就任
		平成29年 8月17日登記
		令和 3年 6月11日退任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	<u>小 田 達 雄</u>	平成29年 6月16日就任
		平成29年 8月17日登記
		令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	古 川 和 男	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	加 賀 美 允 彦	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	松 浦 正 人	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	井 上 春 彦	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	池 藤 博 治	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
評議員	藤 村 紀 久 正	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

山口県光市虹ヶ丘三丁目5番7号 <u>代表理事</u> 市 來 健 之 助	令和 1年 6月 26日 重任
	令和 1年 7月 8日 登記
	令和 3年 6月 11日 退任
	令和 3年 7月 15日 登記
山口県山口市陶1番地68 <u>代表理事</u> 新 宅 儀 次 郎	令和 3年 6月 26日 就任
	令和 3年 7月 15日 登記
山口県山口市陶1番地68 <u>代表理事</u> 新 宅 儀 次 郎	令和 5年 6月 8日 重任
	令和 5年 6月 27日 登記
<u>理事</u> 中 村 利 孝	令和 1年 6月 26日 重任
	令和 1年 7月 8日 登記
<u>理事</u> 中 村 利 孝	令和 3年 6月 11日 重任
	令和 3年 7月 15日 登記
<u>理事</u> 中 村 利 孝	令和 5年 6月 8日 重任
	令和 5年 6月 27日 登記
<u>理事</u> 高 木 和 文	令和 1年 6月 26日 重任
	令和 1年 7月 8日 登記
	令和 3年 6月 11日 退任
	令和 3年 7月 15日 登記
<u>理事</u> 市 來 健 之 助	令和 1年 6月 26日 重任
	令和 1年 7月 8日 登記
<u>理事</u> 市 來 健 之 助	令和 3年 6月 11日 重任
	令和 3年 7月 15日 登記
<u>理事</u> 市 來 健 之 助	令和 5年 6月 8日 重任
	令和 5年 6月 27日 登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

	<u>理事</u>	<u>塩 飽 尚 子</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>塩 飽 尚 子</u>	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	<u>理事</u>	<u>塩 飽 尚 子</u>	令和 5年 6月 8日重任
			令和 5年 6月27日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 村 誠</u>	令和 1年 6月26日重任
			令和 1年 7月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 村 誠</u>	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	<u>理事</u>	<u>岩 村 誠</u>	令和 5年 6月 8日重任
			令和 5年 6月27日登記
<u>理事</u>	<u>藤 本 健</u>	令和 1年 6月26日重任	
		令和 1年 7月 8日登記	
<u>理事</u>	<u>藤 本 健</u>	令和 3年 6月11日重任	
		令和 3年 7月15日登記	
<u>理事</u>	<u>藤 本 健</u>	令和 5年 6月 8日重任	
		令和 5年 6月27日登記	
<u>理事</u>	<u>新 宅 儀 次 郎</u>	令和 1年 6月26日就任	
		令和 1年 7月 8日登記	
<u>理事</u>	<u>新 宅 儀 次 郎</u>	令和 3年 6月11日重任	
		令和 3年 7月15日登記	
<u>理事</u>	<u>新 宅 儀 次 郎</u>	令和 5年 6月 8日重任	
		令和 5年 6月27日登記	

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

<u>理事</u>	<u>池田良幸</u>	令和 1年 6月26日就任
		令和 1年 7月 8日登記
<u>理事</u>	<u>池田良幸</u>	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 7月15日登記
理事	池田良幸	令和 5年 6月 8日重任
		令和 5年 6月27日登記
<u>理事</u>	<u>吉次邦子</u>	令和 1年 6月26日就任
		令和 1年 7月 8日登記
<u>理事</u>	<u>吉次邦子</u>	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 7月15日登記
理事	吉次邦子	令和 5年 6月 8日重任
		令和 5年 6月27日登記
<u>理事</u>	<u>安岡克昌</u>	令和 1年 6月26日就任
		令和 1年 7月 8日登記
<u>理事</u>	<u>安岡克昌</u>	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 7月15日登記
理事	安岡克昌	令和 5年 6月 8日重任
		令和 5年 6月27日登記
<u>理事</u>	<u>三輪裕明</u>	令和 3年 6月11日就任
		令和 3年 7月15日登記
理事	三輪裕明	令和 5年 6月 8日重任
		令和 5年 6月27日登記
<u>監事</u>	<u>大木敏可</u>	平成29年 6月16日重任
		平成29年 8月17日登記
		令和 3年 6月11日退任
		令和 3年 7月15日登記

山口市旭通り一丁目11番6号
一般財団法人山口県遺族連盟

	監事	大知香代子	平成29年 6月16日就任
			平成29年 8月17日登記
	監事	大知香代子	令和 3年 6月11日重任
			令和 3年 7月15日登記
	監事	小倉淑夫	令和 3年 6月11日就任
			令和 3年 7月15日登記
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人山口県遺族連盟を名称変更し、移行したことにより設立		平成25年 4月 1日登記



山
口
県
遺
族
連
盟

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年10月12日

山口地方法務局
登記官

小倉敏幸



神道の基礎知識と基礎問題

七二八

規程第五号

特命宮司に関する規程

- 第一条 この規程は、特別の由緒ある神社のうち特殊の事情によつて援助を要する神社に係る措置について定めることを目的とする。
- 第二条 前条に定める神社は統理が経済的に又は運営上について援助することによつて、その神社及び斯界のために著しい効果が期待できると認められたとき、管轄神社庁長と協議して指定するものとする。
- 第三条 前条の神社に対しては、その神社の役員の同意を得て宮司を特命する。
特命宮司の任期は、三年とする。
- 第四条 統理は、特命宮司の給与を補給することができる。
- 第五条以下（略す）



著者小野祖教氏略歴

文学博士、前國学院大学教授、
本社本庁講師、國際宗教研究所常
任理事、前京都・元伊勢皇大神社
宮司等。

著書：純粹論理学、神社神道講
話、神社神道神学入門、神社神道
百問百答、等多数がある。他に英
文の "An Outline of Shinto Teachings", "Shinto The Kami
Way" 等も発行した。平成二年歿。

改訂者滝川謙一氏略歴

本社新報社社友、長野県・諏訪大社名誉宮司。昭和二十一年
本社新報社記者となり、二十三年次長待遇、三十一年編集長。
四十年に兵庫・淡川神社権宮司として奉職ののち、四十三年神
社本庁教学部長となる。その後、秘書部長・教学研究室長など
を経て五十四年に神奈川県・箱根神社宮司。五十六年より五十
九年まで本社本庁事務局局長兼教学研究室長をつとめ、以後本社
新報論説主幹、代表取締役社長を経て社友た。平成三年、諏訪
大社宮司に。平成十一年、同名権宮司となる。平成二十六年歿。

改訂 神道の基礎知識と基礎問題

定価・本体七、四〇〇円＋税

著者 小野祖教

改訂 滝川謙一

発行所 東京都渋谷区代々木一―一二

社 新報社

電話 〇三(三三七九)八二二番

印刷所 東京都江東区亀戸五―十三―二
三報社印刷株式会社

昭和三十八年七月五日 初版 発行
平成元年八月三十一日 改訂増補第十七版発行
平成四年十一月十日 改訂補註第十八版発行
平成二十八年七月五日 第二十三版発行

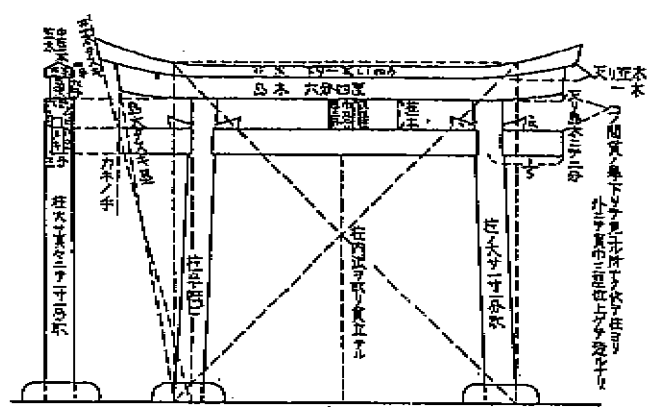
鳥居の設計 鳥居は構造が簡単であるために、長さや太さの均衡を失つては、この美しさが無いばかりでなく、違和感さへ湧かして、崇敬者の心をみだす事がある。鳥居の設計基本は下図の如く見積るべきものである。

二神門

神社の入口には普通鳥居が建てられてゐて、それが神門であるべきだが、更に別に神門を持つてゐるものが少なくない。

仏教建築の影響を受けたといふよりも、直接神仏混淆の結果建てられたものが多く、旧仁王門等の楼門を改造してこれを神門として存置してゐるものが多い。八坂神社、宇佐八幡宮、太宰府天満宮、氷川神社などの他、平安神宮には応天門があり、靖国神社には神明造の大神門がある。春日神社の神門や出雲大社の神門は本殿を囲み、拝殿はその外側にある。明治神宮では南正門の他、東西併せて三つの神門がある。弥彦神社は正面神門の外、弥彦山登山口に向つて小神門をもつてゐる。

伊勢神宮の外玉垣御門は日中は御幌を垂れて、そこを一般参拝者の



明神鳥居木割法 (工匠技術の懐) より

拜所としてゐるが、祭儀に際してはここを開いて参入する。

神門は威儀のためにだけあるものもあるが、夜間閉鎖して本殿等の安全をはかる実用機能をもつものも多い。

五 殿舎の内部構造と施設

本殿 神道学上大切な問題だが、まとまつた研究は無い。非常に複雑な原則の無い分野である。御本殿内部は精神的に重要な部分である。神聖な、殆ど何人も入ることも、見ることも出来ないやうな部分であるから、確実な知識をもつてゐる人も少ないし、公然出版物にまとめる訳にもゆくまい。

御本殿内部は各様式の建物によつて一応構造がきまつてゐるが、その御神座の様式や御神宝、御調度等は必ずしも法則的にきまつたものがある訳でもないらしい。

神座には高御座(たかみくら)形式、大床子(おほしろうじ)形式、御玉奈井、御帳台、障子形御帳台、御櫃(おとく)、平敷形式があり、御霊代は柳宮(やないばこ)や御樋代(みひしろ)に納めて、入帷(いれかたびら)で包んで辛櫃(からびつ)又は御樋代の中に奉安し、その下に御茵(おしとね)を敷き、その下に御畳を敷き、御浜床(はまゆか)と称する台に安置し、辛櫃には吧(おほひ)か御衾(みふすま)を覆つて御装束するのが最も重なるものであらう。璽(じ)箱即ち一名勸請箱と称する方柱状の箱の中に、鏡なり幣なりの御霊代を納めたものは、小祠や、神輿に奉斎する御分霊や、祖霊社などの神霊とする。これは簡単なものであるから、神社に新に奉安する場合には、もつと御装束を丁寧にしたものの方がよいであらう。

神座の最も普通の形式といへば御帳台形式であらうが、神社によつては必ずしもこれが適切でないこともある。有職の専門家又は経験の深い先輩の指導を受けずに、みだりに選んだり改めたりすることは慎しみたい。

御本殿は平素は御鑰（かぎ）を以つて鎖してあるところである。神霊の在しますところとして、いやしくも尊厳にふれるやうな事を為すべきではない。大祭式の祭典にだけ外陣御扉を開扉するのであるが、祭典終れば閉扉すべきもので、御掃除さへもみだりに行へば却つて神威をけがす事となる。十分精神的指導の出来る先輩について、奉仕のあり方を秘伝してもらふべき事情で書物には書かれてゐない。従つて、その内部の御模様なども、さかしらをもつて、軽々しく変更を加へるやうな事は神職の態度として許されない。

本殿内の神御衣（かむみぞ）、御調度、御神宝等威儀のものについても、有職上の研究を遂げて、慎重に取扱ふべきである。

殿内の神物は手をふれない苦のものであるが、事情上その必要があるときは、守るべき用意と作法がある。勿論先輩の指導を受けて行ふべきである。

殿内に関しては、若し自ら知るところがあつても、口外しないのが礼である。文書に記す時も慎重にしなければならぬ。

神は非礼を享け給はない。

御本殿内部の構造は神明造や春日造は単純であるが、内陣と外陣（げちん）に分れたもの、内陣、中陣、外陣に分れたもの、その他に内陣の中に内々陣のあるものなどがある。

大鳥造や住吉造、流れ造、日吉造などは内陣と外陣とに分れてゐるが、権現造には内内陣があるのが普通であらう。大社造は外陣に当る部分は下段の間であつて、上段の間に更に大社造の神殿が奉安されてゐるのが普通のやうである。

神座は勿論内陣の奥深く安置さるべきものである。

八幡造の場合、宇佐神宮は内院と外院とはほぼ同様の御座の模様であり、石清水八幡宮も後殿に御床子（しようじ）、前殿に平の御座所があつて多少異なるが、やはり殿内の模様は前殿と後殿と大凡同様の御設けがあるやうに承る。その理由は明らかでないが、前殿（外院）に御椅子があるところから、昼の御座と夜の御座とに当るかといふ説もある。

かく、古社においても、御本殿内部については、明らかな伝へはないものである。

拜殿は、壁に壁代（かべしろ）を掛けたり、大太鼓などの神具をかざるが、修葺用具や、円座（胡床）、絨（ひざつき）などの座具を置く他は、装飾品や用具などは余り飾つたり置いたりしない。殊に、神社には調和するもの、しないものがある。施設上細心の注意を払ふ必要がある。

社務所 社務所は神社の事務所ともいふべきところであるが、氏子、崇敬者、来訪者に接して神徳を宣揚する中心舞台の意味をもつ。即ち、本殿拜殿は神を中心とし、社務所は神職が人として中心となるからである。

原則的にいへば、神職が神職らしく奉仕すること、事務を神社にふさはしく処理することが調和しなければならぬ（古くは社務所を庁舎、庁屋ともいつた。政所といふ場合もあつた）。

社務所の機能は祭儀の準備、応接、及び庶務会計の執行が主であらう。祭儀の準備の場所としてはどこ迄も、祭祀の雰囲気を保ち、神社らしい神々しさが無ければならない。然るに、庶務会計の方は能率が第一である。それと矛盾する面があるので、施設上、両者を調和させる事が必要となる。応接にも、二つあつて、神徳神威を感じるやうな面と、能率的に応接しなければならぬ面とがある。この両面を十分に満足させるやうな社務所は少ないものである。

特殊の人に対しては応接室を持ち乍ら、一般の人を心持ちよく簡易に宗教的に応接する施設に欠けてゐるといふ様な、封建時代的応接設備になつてゐて、教化に必要な親しみが持てないやうなものが残つてゐる。豪華な洋風応接室も流行してゐるが、果してそれが神社の応接室になつてゐるかどうかは大いに疑問である。

事務室は能率的で、清潔で、整頓されてゐることが第一要件である。この事は神社の社務所においても他と変わらない。古い、非能率な、猥雑で、不整頓な姿を少しもかへようとしないう社務所がある。神社らしくすることとそれとは質のちがふ問題である。近代的事務所は神社の最も整頓した事務所よりも遙かに清々しいものである。ここは活動する場所である。将来の神社のあり方を決する非常に重要な箇所である。

六 建築上の課題

日本の神社は太古の無建築時代から有建築時代に移行して以来、色々な、美しい建築様式を發展させて来た。そして、完全に日本の建築美といひ得る特色ある殿舎及び構築物をつくり上げた。然し、神社の殿舎の材料は全く木材に依存して来たといつてよい。その材質は殆ど檜に依存した。榿、松、杉といふやうな建築材も用ひられるが、檜は最

も上質で、その品位ある美しさほどの材質も及ばない。さうした、限定された材料に依存して、特殊な美がつくられ、宗教的雰囲気がかもし出されて来た事は、資材革命の時代が来ると、当然大きな問題に打当る。

殿舎だけでなく鳥居も亦、木材が主であつた。それに石材、金属材料があつたが、その影響は殿舎ほど切実でない。関東大震災は都市における木造家屋の危険を知らせ、不燃建築の必要を感じさせた。新しい建築材料であるコンクリートを使つた神社が生まれる必然的な時期が来た。神田神社はコンクリート建築の嚆矢であつた。

今次大戦争は、空襲によつて、多くの神社を焼失した。都市における木造建築は、危険であることが余りに明らかである。コンクリート造の神社が多く出来るのは避け難い。東京の日枝神社、富岡八幡宮、兵庫県の大川神社、大阪の生国魂神社などは代表的なものである。

戦後の神社の傾向としては拝殿が大きくなつてゐる。参拝者を多数収容する必要がある事、人口の増加や、階級觀念の消えた事なども關係があるのだらう。

普通、コンクリート神社は、木造様式の模写を脱却する事が出来ないが、材料の変化がもたらす様式の変化といふものも現はれるだらう。その一つの現はれは福井市の福井神社であつて、神明造系に属してゐる。

又、鳥取県に新に創立された杉神社は、従来の社殿形式を脱却して、杉の木を象徴した三角形の形象をコンクリートで造形した。

コンクリートは社務所等の建物には今後盛に利用される事と思ふ。最近の明治神宮の社務所、弥彦神社、湊川神社の社務所等がその例である。然し、昭和時代の飛躍を示すところ迄は行つてゐない。

増加しても昇ききれぬためだといはれる。同県埼玉郡久喜町の日勝神社や北葛飾郡松戸町の八坂神社でも先年以來二輪の荷車に乗せて渡御をしてゐるといふ。これら農村地帯の特徴は、農家であり乍ら農業に従事しないで勤人になり、自家の仕事は福島、山形方面から来る季節労働者に任せるといふ傾向が強いことだといふ。そのため青年団などを結成することも出来ず、青年を中心とした教化は殆んど不可能に近いといふ。新潟県や埼玉県の一部農村地帯では総代が鳩首協議の上氏子内の意見も聴いた上で神輿を耕耘機に据えつけて部落を練つたことが伝えられてゐる。

一時的に中止されるのに京都市八坂神社の山鉾巡幸がある。これは地下鉄工事のためで、翌年に復活された。また、大阪天満宮の船渡御は経費等のこともあつて一ヶ年は中止され、改めて「天神祭り協賛会」の手で復活され、盛大に執り行はれた。

何れにしても世の推移につれて神人交歓の場ともいふべき祭祀行事が大きく変貌する様相をみせてをり、一大転機に立たされてゐることはいなめない模様である。

神社の祭祀(二)

一 祭祀の原理

祭祀は神への奉仕であり、神と人、或は祭るものと祭られるものとの靈的な接触であり、交渉である。交霊であり、感応の仕合ひである。接神といふことも出来る。神道にあつては神人合一といひ、神人一体といひ、神と人、或は祭られるものと祭るものが、精神において一つに結ぶことを理想とする。この、一つに結び、互に一致したところで接神の目的は達せられて、祭祀の究極態が実現されるのである。

然し、このやうな神人合一が如何にして可能であるか、又、何故必要であるのか、如何なる結果が得られるのか、さういふ問題が、当然に、この思想に結びついて起つて来なければならぬ。

前提としての「まこと」 神道の書かれざる教義、信条の土台になつてゐるものは「まこと」である。

「まこと」とは、すべて、「真実なること」をいふ。この「真実さ」こそ神道の前提になつてゐるものである。神に「真実さ」があるが故に、この「真実さ」を信頼して神に信を捧げる事が出来る。神が「真実さ」を好み給ふが故に、神に仕へ、神を祭る態度も決定し得るのである。祭るものは「真実さ」を以つて行動し、神に向ふことによつて、神の納受や真応を期待することができる。

「真実さ」が神人合一、神人一体、神人感応の前提となつてゐるのである。

この「真実なること」、「まこと」が、如何なるものとして理解されなければならないか、それは改めて取扱ふこととするが、この前提なくしては神道の祭祀の意味は空虚になつて了ふ。

清明心 神道では清明心といつて、「清き」「明き（赤き）」心を非常に尊重し、これを実修の極致に置いてゐる。「明き清き正しき心」ともいひ、天武天皇の爵位には「明浄正直 勤務追進」といふ文字が用ひられた。

これは「浄める」といふ実修、即ち「禊（みそぎ）」「祓（はらへ）」の系統に属する実修を生み出して来る原理である。禊祓のやうな「清め」を行へば神に近づくと出来、罪や穢や災のやうな、人生の障害、一切の世界に起る不幸が除かれてゆくといふ思想は、これによつて神と靈的に接することが出来る、神の本来の活動に浴することが出来るといふことなのだ、それは「本来の自己」「本来の神」「本来の世界」を恢復する可能性が約束されてゐるといふことである。この「本来のもの」にかへる、「本来のこと」にかへるのが「直日（なほび）」といふことであり、「直日」の思想はその底に「真実さ」の世界、「まこと」の次元を予想してゐるのである。「まこと」の世界に帰らうとし、帰さうとするのが「直日」である。

このやうな「清め」の思想の延長として、「斎（いつ）き祭る」とか、「いはひ祭る」などといふ祭祀上の態度が出て来る。「右のものを左にせず、左のものを右にせず」といふ、儀式の厳格さも出て来る。又、人間の私意を加へないといふ誠実さ、伝統主義による特色も出て来るのである。

むすび このやうな二つの前提によつて、「本来のもの」に帰ることを約束されてゐることが、神道的祝福の基盤であ

つて、「むすび」の思想がこれを代表してゐる。

「むすび」は「産霊」であつて、一切のものを生成せしめる働きであり、発展せしめる働きであり、成就せしめる働きである。生命の創造、力の創造、活動の促進、価値の形成である。

この「むすび」の思想と表裏してゐるのが、調和、和合、協力の思想であつて、「造化共調、陰陽開和」（孝徳紀）といふ言葉がよくこれをあらはしてゐる。

神道は「八百万の神」を信仰し、祭祀する宗教であるから、この「多」を「統一」する何かがなければならぬ。それが「むすび」である。それは調和協力であると共に、「統一力」でもある。

「むすび」は、「まこと」の実現と共に実現されて行く神秘的な応験である。

神道の神は「むすび」の神であり、「清め」の実修と、「まこと」の基礎との上に、「むすび」が実現されるべく約束されてゐる。

この「むすび」の実現は、角度をかへて見れば「まつろひ」である。互に「奉仕し」、「畏敬し」、「服従し」てゐる姿である。

まつ、客と主 このやうな三つの基礎思想の上に、「まつり」が成立してゐる。「まつり」の卑近な形は、神と人との関係で、神は祭られ、人は祭るのである。然し、神道の高い次元からいへば、神々も亦、他の神を「まつる」神なのであつて、平たくいへば、万物は夫々に神なのであり、その万物の間に「拝んだり、拝まれたり」の相互関係が成立つ。それが「まつり」の究局世界である。然し、「まつり」を、「まつる者」を中心として考へれば、「まつる」行為だ

けを取上げ、「まつる」事に専念すればよい。自らが「まつられる」事を要求するのは「まつる者」の関心事ではない。「まつり」は一方的な、奉仕することだけを意識した行為であつてよいのである。

「まつり」を行為にあらはす時は「まつ」の原理に従つてゐる。「まつ」は別世界の存在が必ず来るといふ予想又は約束の下に來向ふのを迎へ受けることである。これは、神が「降臨する」のを迎へて、それを「まつる」といふことである。降臨は「みあれ」である。「出現すること」、「生まれること」である。そして、神の降臨を迎へる「まつり」には、「みあへ（御饗）」が供される。「まつり」は饗応である。神に対して種々なものが捧げられるのである。

饗応は「まつり」の主たる行為形式になつてゐるが、それは、好意を以つて迎へる行為で、「まつり」の表現における必要欠くべからざる約束になつてゐたからである。

この場合、神は「饗応されるもの」であり、人は「饗応するもの」なのである。それが、「まれびと（客、客人）」と「あるじ（主、主人）」である。好意ある訪問者と、好意ある接待者といふ関係なのである。

これは神人の関係の原則であつて、興味ある事である。客は命令者でもなく、支配者でもない。主人は、客に対しては被支配者ではなく、自発的に奉仕し、自発的に好意をもつて迎へるものなのである。

言葉 「まつり」は歓迎の行為を饗応において表現するだけではなく、そこに用ひられる言葉も亦、特殊なものである。言葉によつて、心や、行為の意味や、目的が説明される為、好意と祝福の言葉が用ひられる。言葉自体に靈性があり、禍福を左右し、善悪を決定するものをもつと信ぜられてゐる。だから、言葉の忌みと、言葉の正しさと、美しさと、好意にみちてゐることが大切であつた。さうした意味において用ひられる言葉の中に「言葉の幸」があつた。言葉の呪性、それは、祭の究局目的に向つて用ひられなければならないものであつた。

そのやうな神聖な言葉には、祝詞、寿詞（＝よこと、じゆし、賀詞）、ほぎ言、いはひ言、祓詞といふやうなものがある。祝詞といつてもいいであらう。

祭祀の様相 「まつり」の精神面、或は基本的原理とその展開は以上の如く理解することが出来るが、これが現実に表現され、実修される場合には、非常に多方面、多彩な、複雑極まるものになつて来る。神道はその歴史の長いこと、信仰発達の多元、多発的である事などのために、複雑といふことは避ける事が出来ない。殊に祭といふ、最も重要な、神人合一の局面において、その複雑さが徹底したものになつて来るのは、むしろ当然であるだらう。

その複雑さは、一つの神社の祭祀の中でも起つて来るし、一つの祭の中にも起つて来る。一人の人の行ふ祭の上にも起つて来ることである。それを総括した知識や、抽象した原則を理解すれば足りるのではない。祭祀の生きた意味は、具体的に実践することにある。おのおの（各々）が、それを身につけ、身に行ひ、身に体験してゆくのが祭であつて、外から眺めたり、観念で捉へるのが祭ではない。だから、知識として複雑であることが、実践の上でも複雑だといふことと同義ではない。

各人は特別なものと思はず、安易に、日常的に行つてゐる。それが学問の立場からは、却つて、意味が不明と考へられたり、知識の整理がつかかぬ悩みを感じさせられたり、集めて見てその複雑なのに驚かされるのである。

今この複雑極まる祭祀の様相を、整理し、分析的に展開して見ると、大きく分つて次の三つに帰着するやうに思ふ。

祭祀の様相

- (1) 祭祀の生活的表現
- (2) 祭祀の形式的表現
- (3) 冥験要素的儀礼

祭祀の生活的表現とは、祭祀が實際生活の中で行はれるといふこと、生活が即祭祀であるといふ意味をもつことである。祭祀の形式的表現といふのは祭祀が形式を主として行はれる面である。冥験要素的儀礼といふのは、神秘的効果を主として行ふ行為、或は、神秘的効果を加へるための行為を表すために本書で新しくつくつた言葉である。

この三つは、祭祀の本質的な分類ではない。個別に現はれる祭祀の側面といふ訳でもない。互に関連し、むしろ、本質的には、三が合して一となるやうな性質のものであるが、説明の上からは、夫々に区別しなければならぬ部面であり、之を区別することによつて、祭祀の意味や様態がハッキリ認識出来ると思はれるものである。

二 祭祀の生活的表現

神道は聖と俗との二つの生活を分たないで、聖が生活の本態であるといふ一元主義に立つてゐる。普通、宗教では、聖なる生活と、俗なる生活、或は聖なる人と俗なる人といふ如き区別が立てられてゐる。然るに、神道の基本的な生活意識にはそのやうな分化はない。

あらゆる人間が神によつて生まれて来る。従つて神の子である。神によつて生まれて来た神の子は、誰もが、「神聖」をうけついでゐる。人だけではない。すべての「もの」が神によつて生まれて来る。この世に、「神の子でないもの」

はない。「聖ならざるもの」は無い道理だ。神道が「万物は神である」といふ思想を含んだ宗教であるために、そのやうにいへばならない。

我々の生命は本来「聖なるもの」である。神の世界から出て来た。我々の生命が神の世界にかかはりをもつものである以上、そこに起つて来る事柄は、「聖」に連る意味をもつのである。

我々が「罪」「穢」「災」にかかつたといふのは、我々が、「聖」から離れて、「俗なるもの」になるのではない。「真実の聖」が「真実ならざる聖」に変つてゐるだけである。「罪」「穢」「災」にかかつてゐる事は、「聖の歪曲」或は「歪曲された聖」なのである。「穢れたもの」「聖」を離れてはゐない。

もつと具体的にいへば、我々の生活は神々の使命を担つてゐる生活である。「職」Ⅱ(つかさ)といふものは、神の世界に奉仕するもの、「まつりごと」と「もの」もつものである。人は誰でも「職」Ⅱ(つかさ)をもつてゐる。或は、「つかさ」のために準備し、待機してゐなければならぬものである。

曰々に、「つかさ」を奉じて働き、或は「つかさ」のために用意して生活を営まなければならない。

生活は、神々に関係なく営むことは出来ないし、関係なく営んではならないのである。だから、生活の底には、「まつり」の自覚が無ければならない。人々は、朝起きてから夜眠るまで、神に奉仕する生活を営むべきである。そして、「つかさ」あるものは、農夫であらうと、商人であらうと、職人であらうと、その他、何の職をもつものであつても、すべて、神の御心に随順し、神の御心を奉じ、「神のための営み」をしなければならぬ。

世俗の生活があるのではない。農夫の一畝一畝、人の一挙手一投足に、神に仕へることの、具体的表現があるのである。それは、汗による神への奉仕である。勤労は、正に、文字通り、神聖なつとめである。「仕事」をもつものは、「その仕事」を以つて、日々神に仕へるのである。

生活がそのまま神々に直結し、神々に奉仕する祭祀でなければならぬ。たゆむことなく、怠ることのない精進こそ、祭祀である。それが、徹底した意味の神道的生活であり、態度である。そのやうな意識で生活することが、神道的な基本的人生観でなければならぬだらう。

三 祭祀の形式的表現

祭祀の形式的表現といふのは、形式的祭祀といつてもよい。或は儀式的な祭祀といつてもよいものである。

神を敬ひ、神に仕へる祭祀といふものは、自ら礼の形式を固定させるものである。行為の上に約束がつくられ、規準が定められ、法則化されて、そこに敬と不敬とが分たれる。これは、内から出る心の自然の発露であると共に、行為の実感が基本となつて、整正された行為形式が生まれて来る。

わが国の古い礼法はもともと、日本の家屋構造に順応した形で行はれた。貴人の家に入るには、足を拭いたり、手を地に突いて膝で歩むとか、膝を曲げ腰を落して歩むとか、或は、這ふ形になつたものの如くである。又、拍手の礼も古いもので、吉礼凶礼共に手を拍つたもののやうである。

それが、支那の礼法が入つて来て変化を生じた。支那の礼法の輸入は早く、既に仁徳天皇の時代に立礼を採用したらしい。然し大体において、古い固有の礼法から離れることは難しかった。長い間徹底しなかつたやうである。推古天皇の前後の時代からは、特に、支那流の文明が宮廷の中に入つて来て、坐礼から来た日本の礼法では間に合はず、立礼を加味する必要を生じた。然し、生活の全体が変らないために、可成り礼の作法に混乱が生じ易く、且つ、自然でないために起る、未習熟の、不便、混乱が多かつたやうである。だから、改正の詔を下しても実行が徹底しなかつた。そこで、完全に唐礼を法制化することに踏切つた。それは、平安初期の嵯峨天皇の御代の事であつた。

この事は、宮廷礼、及びその流を汲む神社祭祀に、根本的な性格と問題とを与へてゐる。即ち、輸入礼といふものは、内から自然に起る礼とは異なつて、外から規定を加へる不自然さを免れないからである。日本書紀神代巻に、火折尊が海神の宮で三床を以つて迎へられた時、一の床で足を拭ひ、二の床で手を以つて支へ、三の床で組足をして坐つた廻が、実に天神の御子であると信じられたといふ伝が書かれてゐる。又、諸書に、「畏みて仕奉らん、折屈て、仕奉らん」(書紀)、「鹿じもの、い這ひ拝み、鶉如す、い這ひ廻り」(万葉集)、「鹿じもの、膝折り伏せ」(同)、「鹿じもの、い這ひ伏しつ」(同)などが見える。然るに、書紀の推古巻には、十二年秋九月に、朝礼を改める詔を出して、宮門の出入には、「両手を以つて地を押へ、両脚をもつて跪(ひざまづ)き、柙(しきみ)を越えたらすぐ立てといつて居られる。これは、どこを改めたのかわからないが、多分、後半の、柙を越えたら立つといふところが、以前よりも簡単に改められたのであらう。この頃から礼法の改正がはじまつた。

同天武天皇十一年九月条に、勅が出て、今後、跪礼、匍匐礼をやめて、仁徳天皇の用ひられた立礼を用ひると仰せられた。然るに、続日本紀文武天皇卷慶雲元年条には、百官の跪伏の礼を始めて止めたと書かれて居る上に、その

て修理せよ。但し摂津国住吉、下総国香取、常陸国鹿島等の神社の正殿は、二十年に一度改め造り、其の料は、便りに神税を用ひよ。もし神税無くば即ち正税を充てよ」と規定し、住吉大社、香取神宮、鹿島神宮その他に二十年毎の式年造営の制が既に存在してゐた事を明らかにしてゐる。賀茂御祖神社の式年二十年を以つて改める制は後一条天皇の御代に勅定されたといふ。諏訪大社は七年毎に宝殿を新造し式年遷座御柱祭を行ふので有名である。

祭式行事作法の制定 国の祭式制定は、明治八年三月官国幣社の神社祭式、同十二月神宮明治祭式の編纂に始まり、二十七年の改正を経て大正三年一月二十六日勅令第九号で神宮祭祀令が、同日勅令第十号で官国幣社以下神社祭祀令が公布され、後者は内務省令で四月一日より施行された。そして、同年三月二十七日内務省令第四号で官国幣社以下神社祭式が施行された。

又、神社祭式行事作法は、多年研究の結果明治四十年六月二十九日内務省告示第七十六号を以て制定され、爾後三十余年間施行の後、昭和十七年十月五日内務省告示第六〇八号を以つて大改正が行はれ、間もなく終戦を迎へた。

戦後、国家管理を離れたため、自然、改正の必要を生じ、神社本庁は昭和二十三年五月十五日規程第十号を以つて、改めて「神社祭式行事作法」を制定した。更に占領下の前記規程を、昭和四十六年六月十五日規程第七号を以て改めた。かうした制度を通じて、祭祀の形式主義はいよいよ強められた。

本庁の「神社祭式行事作法」の規程の、項目を挙げると、

第一通則（1祭場の位次、2所役の順位）、
第二行事（1御扉開閉、2降神、3神饌献撤、4本庁幣献撤、5祝詞、祭詞奏上、6拝礼、7修祓、8直会、9手水）、

第三作法（1姿勢（1正座、2直立、3跪居、4蹲居、5起座）、（1起居及び進退（1起座、2着座、3起床、4着床、5著列、6歩行、7屈行、8膝行、9曲折、10回転、11階の昇降、12前行、前導、供奉）、（1敬礼及び警蹕（1拜、2揖、3平伏、4警折、5拍手、6警蹕）、（1持笏、2懐笏、3置笏、4把笏、5正笏）、（1持扇、2懐扇、3置扇、4把扇、5正扇）、（1執方、持方、扱方（1御匙、御輪、御錠、2祝詞、3大麻、塩湯、玉串、4三方、折敷、高坏、大角、5案、6萬、軾、7威儀物、8蓋、鬘、行障、組垣、9松明）、

以上である。

正式参拝 神社に参拝するには、自由参拝と正式参拝とがある。神社は崇敬者に対して開放的であるから、普通には随意に参拝し得る。然し、拜殿、或は御垣内の正式参拝は制限を設けてゐる。

正式参拝は一定の資格あるものに許される（戦後は一般的な資格の制限は定めてゐない）。服装を正し、一定の儀式を踏んで参拝する。玉串の奉奠を行ふので、然るべき額の玉串料を差出し、奉奠してもらふ。

正式参拝は、祭祀といふべきものではないが、祭祀の精神に基き、参拝を礼典化して行ふものである。

四 冥験要素的儀礼

祭祀において、神人が交渉をもつといふことは神聖であると共に神秘である。従つて、生活即祭祀といふ場合にも神聖や神秘の意識がその裏付けになつてゐる事は勿論であるし、祭祀の形式的表現といつても、本質は単なる形式ではない。式法を守ること自身に神聖があり、神秘があり、神との交渉の道がある訳である。